

釜ヶ崎解放

1987
12/2

〒557 大阪市西成区萩之茶屋2丁目5-23
釜ヶ崎解放会館内
釜ヶ崎日雇労働組合
電話 06-632-4273

泉州の札付暴力飯場大久組 斗争に勝利!! オヤジ全面謝罪する。

一越冬前段 飯場現場斗争に立ち上ろう!

仲間たち!

キのう早朝、トバス勝利号とで、泉州の札付暴力飯場に押しつけた。

事件の内容は、11月19日朝、契約で飯場に入っていた喜納さんが「体の不調を訴え、休ませてほしい」とオヤジ組番頭に言ったところ、「ダメだ、働け」と強制労働を強要すると共に、帰ろうとした喜納さんを自転車でおおいなり、ゴルフクラブで乱打し、1ヶ月の骨折をおわせる—といった内容だった。

釜ヶ崎はだちに調査に入り、キのうの早朝行動をどうも飯場にのりこんだ。大久組では、六時なら手配のふり割りをし、飯場の前のタキツを囲っている仲間、朝飯中の仲間などの数名あり車が出る間待機していた。この仲間からの報告によると、暴行を行った大久組番頭伊吹竜次は釜ヶ崎の横を見るやすすま裏山に逃げたということだった。

飯場別荘後、大久のムスコ、オヤジが横に

現われ、11・19事件を認め、裏面にあるように確約書を出した。

また、大久組飯場ならもう帰る、という仲間もどくどくあらわれた。

大久のオヤジ・ムスコは、今までのテタラXを全面的にみとめ、斗争に参加した仲間へ頭を下げた。

仲間たち!

今日、朝六じろ六じろの分の間に、大久のオヤジがセンターに来て、みんなにあやまる、とのことだ!

仲間を、今、センターは現金求くは史上最高と言われ、ぐらいい仕事が出ている。今仕事が少ない時に飯場でイジメたりイヤガラセしたり、また、顔付や命令制限、その他わいら日雇のアシモトにつけこんだやつらにカーゼンとやり返すときだ!

泣きぬいりをやめ、バーバー飯場斗争をやっつけていこうではないか!



確約書

一九八七年十二月一日

喜納正己殿

釜丁崎日雇労働組合殿

不入組社長 不入幸雨

去る十月十九日朝六時頃喜納正己が「体の調子が悪いので休みたい」と身持社責任者である伊吹竜次に申し出た所「ダメだ」と言、強制労働を強いるとともにフルタイムで暴行を加え、右足骨の折(全右首の見込み)のケアを負わせた事件に対し、飯島経営者として指揮監督を怠り、このような事件を発生させて喜納正己に多大な精神的、肉体的苦痛を与えた事を深く謝罪し今後二度とこのような暴力事件を起さないよう左(註記)の通り確約します。

記

- 一 (イ) 喜納正己さん(牛蒡)のケアに対し、休業費(日額)補償を十月十九日(ケアをせられた日)から医師の診断に基づき治工するまで日額九〇〇〇円で支払います。
- (ロ) 治療費は全額、不入組が負担します。
- (ハ) 万一、治工した後、後遺障害が残った場合は労災保険法に準じ、喜納正己さんに保障します。

二

二度と暴力事件を起さないよう、飯場内における注意事項等を書き改め、労働基準法・職業安定法・事業所属寄宿舎規定等労働法を順守し飯場内の改善を行います。又諸式は市価で行い諸式表を食堂に明示します。

三

貸金は、現金・(株)契約を向付、日額半価九九〇円で行います。又契約における飯場諸経費は一切を含め千八百円で行います。

四

契約における精算について、長期の場合は一月ごと、その他(株)は契約満了時、又、本人が契約中途に飯場から帰る時は、精算を申し出た所に必ず本人に給料明細書を渡した上、下りやかに精算します。

五

今後、経営上の問題(株)及び労働「使」向の問題が生じた場合は、釜丁崎(株)日雇労働組合と話し合ひを行い、民主的に解決します。

以上